

保護樹木の指定解除に至るケースについての今後の対応

平成29年1月31日
(事務局)みどり公園課

- 1 事前相談なく伐採し、その後も解除手続きをしない場合
(近隣住民または区が発見した場合)
- 2 伐採は先にしたが、解除手続きは後から行った場合
- 3 区に事前相談したが、先に伐採し、その後解除手続きをした場合
- 4 正規の手続きを踏んだ場合
(事前相談し、解除申出書を提出、審議会の審議後伐採)

【対応案】

1のうち、およそ10年以内の指定で、かつ所有者の変更がないのに伐採したケースでは、区から速やかに所有者に対してなぜ伐採したのか事情を伺う。そのうえで、その経緯や内容などについて審議会の調査審議を行う。なお、保護樹木がないにもかかわらず、助成金を受け取っていた場合は返還請求を行う。

1でもそれ以外のケースや2については、制度を十分に理解していないことが大きな要因であるため、今後とも健全度調査及び助成金支給のときに、制度の周知徹底を図っていく。(別添チラシ等による)

3については、区が事前相談を受けて、状況を把握していることから、引き続き、電話連絡や訪問のフォローを行っていく。